

こども基本法施行と4つの原則

今年の4月1日に「こども家庭庁」が発足し、「こども基本法」が施行されたことをご存知だろうか。こども基本法の第1条には、その目的として「この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができ、社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。」とある。こうした法律が必要とされるほどに、子ども

にとっても生きにくい社会になってしまっていることが背景にある。関連して1989年11月に国連総会で「児童の権利に関する条約」が採択されており、いわゆる4つの原則が次のとおり明記されている。①生命、生存及び発達に対す

られていないからこそその原則打ち出しでもある。こうした事態に心を痛め、国等行政に先立って取り組んできた認定NPO法人がある。

山里での先行的取組み

長野県伊那市にある「フリー

時流を読む
子どもは国の健全度の物差し
農的デザイン研究所代表 薦谷 栄一

る権利（命を守られ成長できること）、②子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）、③子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）、④差別の禁止（差別のないこと）。いずれももつともなことがばかりであるが、これが守

キッズ・ヴィレッジ」（以下「FK」）で、「すべての子どもたちが心豊かに平和に生きられる村」を目指して、約20年にわたって活動を積み重ねてきている。FKとは組織的には切り離して別途「うずまきファミリー」（以下「うずまき」）

を設け、うずまきを含む3軒の里親家庭で9人の子どもの子育てを行っている。そしてFKでは、おやまのおうち（体験の宿、障害のある子・不登校の子などの日中活動支援等）、みんなの村（遊び場をプレイパークとして開放）、子育て支援（一定期間、子どもや保護者を協力家庭で受け入れ）、山村留学ホームステイ、自然農等の事業を、NPOのメンバー世帯と有機的に連携しながら「子どもの権利が守られる地域づくり」が展開されている。

豊かな自然に囲まれて、山里での暮らしを体験しながら、子どもたちは元気だ。FKやうずまきの活動もあって、子どもの数が増え村はにぎやかになり、保育園や小学校は廃校を免れることもできた。

広がれ子育て村

こども基本法の成立もあり、各地にこうした「子育て村」が増え、子どもの権利が守られていくことを期待したい。